

鴨川市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

鴨川市教育委員会教育長 蒔苗 茂

鴨川市教育委員会訓令第3号

鴨川市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

鴨川市教育委員会公印規程（平成17年鴨川市教育委員会訓令第2号）を次のように改正する。

別表中央公民館長印の項から天津小湊公民館長印の項までを削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。